

規制改革に関する中間答申を踏まえた高卒求人票の公開 方法・範囲及び公開時期の見直しの検討について

規制改革推進に関する中間答申（令和6年12月25日）のポイント①

○高卒就職者に対する求人情報の直接提供・公開時期の前倒し等

基本的な考え方

これまでの学校斡旋による高卒就職システムでは、求職者である高校生が企業について十分な情報を得づらくとも背景に、求職者と企業のミスマッチが起こりやすいとの指摘がある。

令和4年に成人年齢が18歳に引き下げられ、就職活動を行う高校生にとって自己決定権やそのための情報を得る権利は改めて重要なものと認識されている中、高卒就職者がより良いキャリアの実現を目指すことができるよう、高校生自らが必要な企業に関する情報を得て、就職先を主体的に判断できる環境を整える必要がある。

○基本的な考え方に基づき講ずるべき措置（a～e）

a：令和7年度検討、同年度結論を得る（厚生労働省、文部科学省）

厚生労働省及び文部科学省は、厚生労働省が運営する高卒就職情報提供サービス（以下「高卒WEB」という。）において高卒者向けの求人情報が教師及び生徒にのみ開示されている仕組みを変更し、個人情報及び求人企業情報の適切な保護を前提に、広く一般に公開することについて、高等学校就職問題検討会議において検討し、結論を得る。また、その議事概要を都道府県高等学校就職問題検討会議に共有し、同会議の検討の参考となるよう留意する。

b：令和7年度措置（文部科学省、厚生労働省）

文部科学省及び厚生労働省は、求職する生徒にとって高卒WEBが就職先に関する情報収集のための重要な手段となっていることを踏まえ、各学校において生徒が高卒WEBを求人情報の閲覧・検索に積極的に活用できるよう運用することが望ましい旨を各教育委員会等を通じて、各学校に周知する。

規制改革推進に関する中間答申（令和6年12月25日）のポイント②

c：aの結論を得次第検討を開始し遅滞なく必要な措置（厚生労働省）

厚生労働省は、高等学校就職問題検討会議の結論を踏まえ、求職する生徒又は進路指導を担当する教員が求人情報を円滑に入手することを可能とする観点から、求人企業が公共職業安定所（ハローワーク）に提出する高卒者求人申込みについて、高卒者以外の求人申込みと同様に、民間の職業紹介事業者が求人情報提供サービスに参画できるよう制度及び例えばAPI連携等の情報システムの構築等について検討し、結論を得た上で所要の措置を講ずる。

d：令和7年度検討、結論を得次第令和8年度以降速やかに措置（厚生労働省、文部科学省）

厚生労働省及び文部科学省は、現状では、7月1日に求人票が公開されることによって、求職する生徒が就職先企業を十分に研究する機会がごく短期間に限定されるとともに、学期末試験等の業務による学校現場の繁忙期において教員の業務負担増ともなっている場合もあることを踏まえつつ、学業生活への影響を最小限にすることを前提に、求人票の公開時期を例えば1～2か月のように前倒しすることについて、高等学校就職問題検討会議において検討し、結論を得次第必要な措置を講ずる。また、その議事概要を都道府県高等学校就職問題検討会議に共有し、同会議の検討の参考となるよう留意する。

e：令和7年度措置（文部科学省）

文部科学省は、一部の高等学校において慣習として実施されている生徒の就職応募前に学校内で行う選考（以下「校内選考」という。）について、高卒就職経験者、求人企業等から、その在り方について、①学校内の選考により希望する企業への応募を行えず職業選択の自由が妨げられている、②学校において優秀と評価される人材は必ずしも企業が採用したい人材と一致するとは限らない、といった指摘があることを踏まえ、求人企業が学校を指定せずに行う求人について校内選考は必ずしも行う必要がない旨を通知等により明確化し、各教育委員会等を通じて各学校へ周知する。

高卒求人の公開範囲及び公開時期の見直しの検討に係る今後の進め方（案）

- 本日（2/3）の高等学校就職問題検討会議において、高卒求人の公開範囲及び公開時期の見直しについて意見交換
 - ⇒ 本検討会議の議事概要等を都道府県高等学校就職問題検討会議に共有
- 令和7年9月までにかけて、都道府県高等学校就職問題検討会議において、本検討会議の議事概要等を参考に、必要に応じて学校、企業等の関係者へのアンケート調査等を実施しつつ、高卒求人
の公開範囲及び公開時期の見直しについて検討を進め、検討の内容を取りまとめの上、厚生労働省及び文部科学省へ報告
- 上記報告を踏まえ、改めて、厚生労働省及び文部科学省が学校関係者、経済団体等からの意見を踏まえ、高等学校就職問題検討会議としての見直し案を作成（10月～翌年1月）
- 令和8年2月上旬に開催予定の高等学校就職問題検討会議において見直し内容を正式決定

新規高等学校卒業生向け求人票の取扱いについて

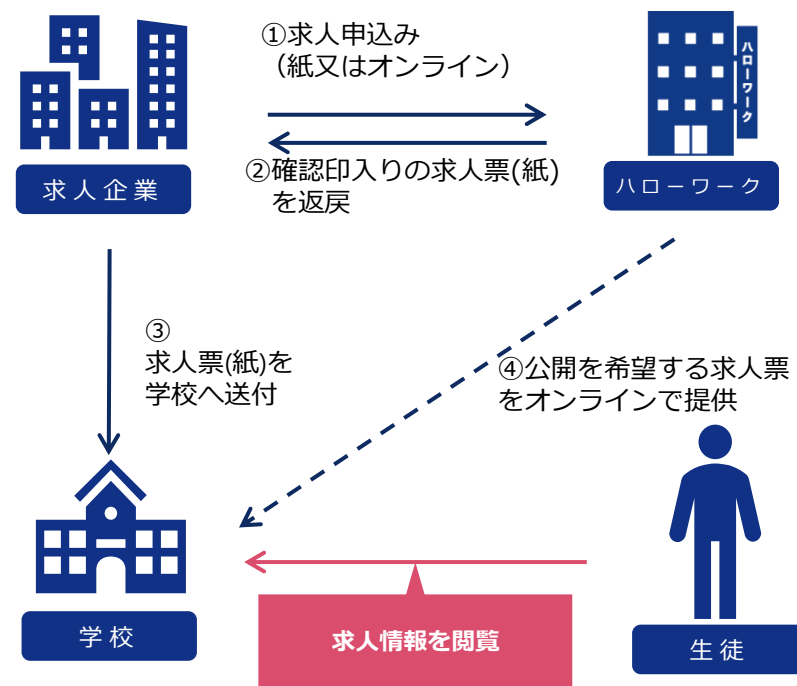
○高卒求人の申し込みまでの流れ

高卒求人を学校が受け付けるまでの流れは、以下のとおり。

- ①ハローワークに求人申し込み
(紙媒体又はオンライン)
- ②ハローワークで確認の上、(オンライン受付分も含め) 確認印を押印した求人票を事業主に返戻(紙媒体)
- ③事業主から学校に求人申し込み(紙媒体)
但し、**下記④のサービスに掲載される求人は紙媒体は省略可能**
- ④公開希望求人は「高卒就職情報WEB提供サービス(※)」に掲載(オンライン)

(※) 高等学校の進路指導担当者向けに高卒求人の情報等を提供するため、厚生労働省が運営するWebサイト。事業主が公開を希望する求人を掲載している。

なお、高卒求人のうち、特定の学校に限って申し込む求人(指定校求人)は、基本的に事業主が公開を希望しないため、本サービスには掲載されていない。



高卒就職WEB提供サービスのログインID・パスワードの取扱いについて①

○高卒WEBのログインID・パスワードの配付方法

高卒WEBのログインID・パスワードの配付の流れは、以下のとおり。



○高卒WEBの「サービス利用時の注意」上の記載内容

不正利用を防止するために

ログインIDやパスワードを第三者に知られると、そのID・パスワードを使用して第三者に不正利用される可能性が高まります。

被害にあわないためにも、ログインIDやパスワードの管理は厳重にお願いいたします。

ログインID・パスワードの管理について

- ・ パスワードは忘れないようにすること
- ・ ログインID・パスワードを第三者に教えないことのほか、目に触れるところに放置しないこと
- ・ インターネットカフェなど、不特定多数で利用されるパソコンからアクセスしないこと

高卒就職WEB提供サービスのログインID・パスワードの取扱いについて②

○「新規学校卒業者職業紹介業務取扱要領」(※)における記載内容

第5 高卒就職情報WEBサービスを活用した業務

1 高卒就職情報WEB提供サービス

(2) 高卒就職情報WEB提供サービスに記載する情報の取扱い

二 高校に対するID及びパスワードの付与

本省若年者・キャリア形成支援担当参事官室から都道府県労働局を通じ連絡する高等学校等に対するID及びパスワード（以下「ID等」という。）を元に、各都道府県労働局又は各安定所は、管内高等学校等に対してID等の連絡を行うものとする。

なお、**ID等の活用方法については高等学校等に委ねられるものであるが、ID等は高校が学校推薦等の就職慣行と相まって職業紹介業務を行うために利用するものであるという趣旨を踏まえ、教職員や求職者である生徒以外の者が利用することのないようにすること。**

高卒WEBは、生徒が企業分析を行うに当たっての重要なツールであることも踏まえ、生徒が積極的に活用できるよう運用することが望ましいことから、高等学校等において就職希望の生徒にID等を付与し、生徒が家庭の通信機器を利用して求人を選択できるよう運用しても差し支えないが、その場合はID等を付与した者をリスト化するとともに、特に、

- ・ ID等そのものは学校に付与されたものであり、保護者を含め他の者に教えることは控えること
- ・ 求人者への連絡は必ず学校を通じて行うこと

について生徒への指導を徹底する等、ID等を適正に管理するよう高等学校等に対して指導すること。

※「新規学校卒業者職業紹介業務取扱要領」：令和6年3月29日付け厚生労働省職業安定局長及び人材開発統括官から各都道府県労働局長あて通達の別添という位置づけである。

高卒就職情報WEB提供サービスの公開範囲見直し

高卒就職情報WEB提供サービスの求人情報について、提供先の範囲を現行の「生徒まで」に加え「保護者まで」拡大するか、さらに民間事業者等も含めた「一般公開」まで拡大するか。

【検討に当たっての視点】

- **生徒に対する学校の就職支援の在り方や生徒による主体的、自主的な求人情報の収集や就職活動についてどう考えるか。**

※高卒就職情報WEB提供サービスの求人情報を学校が絞り込み、それぞれの生徒に相応しいと考えるもののみを提案するケースがあることについてどう考えるか。

※IDを全ての生徒に付与した場合、生徒が学校を介さない求人情報の収集や就職活動を行う可能性があることについてどう考えるか。例えば、企業の知名度や賃金の高さのみが生徒の志望先に影響を及ぼす可能性があることについてどう考えるか。

- **生徒の応募先選定に当たっての保護者の関与についてどう考えるか。**

※応募先選定に当たって生徒が保護者からアドバイスを受けられるようになるので望ましいという声がある一方で、保護者の干渉による生徒の主体的な職業選択への影響を危惧する声もあり、これらをどう考えるか。

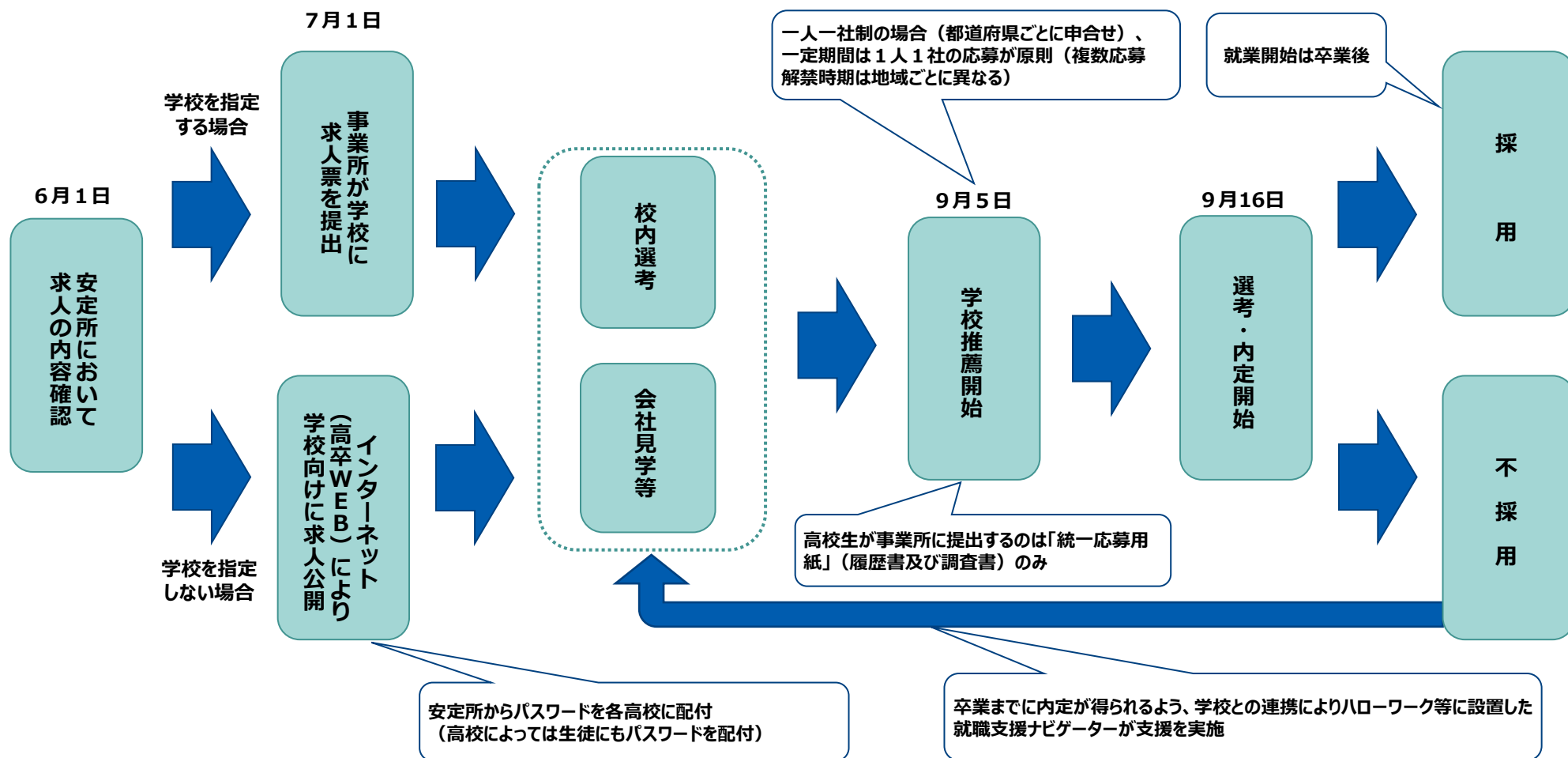
- **高卒就職情報WEB提供サービスの求人情報について、「一般公開」にまで拡大することにより、求人企業や民間職業紹介事業者と生徒との間で求人応募のやり取りを直接行う可能性が高まることについてどう考えるか。**

※民間職業紹介事業が参入しやすくなり、生徒が学校又は民間職業紹介事業者による2つの就職あっせんを選択できる可能性が出る一方で、企業の知名度や賃金の高さ、求人広報に振り向けられる資金の多寡が生徒の志望先に影響を及ぼす可能性があることについてどう考えるか。

- **学校現場における民間事業者のサービス（求人情報の集約や検索支援、求人企業情報の提供等）の活用についてどう考えるか。**

高校生の就職活動のルールについて

高校生の職業紹介は、ハローワークと学校との連携により実施しており、**全国高等学校就職問題検討会議**（国（厚生労働省、文部科学省）、高校（全国高等学校長協会）、主要経済団体（日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会）により構成）の**申合せ**により、**求人**の**手続**や**応募のスケジュール**等が定められている。また、**都道府県高等学校就職問題検討会議**（労働局、都道府県（学校主管部局、雇用対策主管部局）、学校側代表、産業界代表等により構成）において、**各地域の実情**に応じて、**一人一社制**等を申し合わせている。



高卒求人票の公開時期（7/1）の前倒し

公開時期を現在より前倒しする必要があるか。

仮に前倒しする必要がある場合、どの程度の期間前倒しするのが適切か。

【検討に当たっての視点】

- **生徒が学業に専念できる環境や時間の確保についてどう考えるか。**
- **生徒が企業研究や応募先企業を選定する時間の確保についてどう考えるか。**
※ 3年次のみならず、1～2年次の進路指導も含めて全体としてどう考えるか。
- **就職活動にかかる期間（時間）と就職のミスマッチや採用後の早期離職の抑制についてどう考えるか。（注）**
- **学校における教職員の人事異動や各種業務（3年次1学期の期末テスト等を含む）のほか、部活動や諸行事との兼ね合いについてどう考えるか。**
- **求人企業における人事異動や大卒等他の学卒者の採用選考スケジュールとの兼ね合いについてどう考えるか。**

（注）厚生労働省が昨年10月に公表した令和3年3月卒の3年以内離職率は、高卒が38.4%となり大卒の34.9%との差が3.5%まで縮まっていること、また、就職した企業規模によっては大卒の離職率が高卒を上回っている場合も見られること、さらに、大卒と同様に、原則、自由な就職活動が認められている短大等卒の44.6%よりも高卒が低いことにも留意。